

農家の皆さん

伊佐市農業経営支援策活用ガイド

本活用ガイドでは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業法人等、担い手の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。



令和8年5月発行

伊佐市役所 農政課

凡 例

◇ 事 業 区 分 ◇					
補助・ 交付金	補助事業又は 交付金による支援	出資	出資による支援	融資	融資による支援
税制	税制措置による支援	他	その他		
◇ 利 用 者 区 分 ◇					
個人	個人農家向け施策	法人	農業法人向け施策	集落 営農	集落営農組織向け施策

ご利用に当たっての留意点

★事業によっては市の予算措置が必要で、前年度での事業計画書の作成が必要になります。詳細は、各事業ごとに掲載している「問い合わせ先」にご確認ください。



NO	取組内容	事業 区分	利用区分			頁
			個人	法人	集 落 営 農	
地域農業のあり方						
1	地域の「人と農地の現況や将来」を話し合いたい	その他	○	○	○	1
2	担い手への農地の集積・集約化を進めたい	補助・ 交付金	○	○	○	2
		税制	○	○		
3	新たに農業を始めたい	補助・ 交付金	○	○		4
		融資				
4	新たな人材を確保したい	補助・ 交付金	○	○		7
5	集落営農等における活性化を図りたい	補助・ 交付金			○	8
安定した農産物の生産						
6	米、麦、大豆などを安定的に生産したい	補助・ 交付金	○	○	○	9
7	新たに野菜を栽培したい	補助・ 交付金	○	○	○	12
8	伊佐米に付加価値をつけたい	その他	○	○	○	13
9	畜産経営に安定して取り組みたい	補助・ 交付金	○	○		14

NO	取組内容	事業 区分	利用区分			頁
			個人	法人	集落 営農	
10	地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい	補助・ 交付金	○	○	○	18
11	中山間地域等での農業生産活動を継続させたい	補助・ 交付金	○	○	○	19
12	環境にやさしい農業に取り組みたい	補助・ 交付金	○	○	○	20
農業インフラ等の整備						
13	土地改良事業に伴う経費負担を軽減したい	補助・ 交付金	○	○	○	21
14	農業用機械等を新たに導入したい	補助・ 交付金	○	○	○	22
15	産地基幹施設、卸売市場施設を整備したい	補助・ 交付金			○	23
16	収益性を向上させたい	補助・ 交付金	○	○	○	24
17	生産基盤を強化したい	補助・ 交付金	○	○	○	25
18	農業・農村を総合的に活性化したい	補助・ 交付金		○	○	26
19	降灰による農作物の被害を軽減したい	補助・ 交付金			○	27
20	鳥獣の侵入を防ぐために柵を整備したい	補助・ 交付金				28
21	農地を区画拡大したい	補助・ 交付金	○	○	○	29

NO	取組内容	事業 区分	利用区分			頁
			個人	法人	集 落 営 農	
資金の確保						
22	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	融資	○	○		30
23	資金繰りのための短期運転資金を借りたい	融資	○	○		34
24	将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい	税制	○	○		35
25	農業法人の経営強化の取組に対して資金の出資を受けたい	出資		○		36
その他の支援						
26	認定農業者制度について	その他	○	○	○	37
27	認定新規就農者制度について	その他	○	○	○	38
28	複数市町で営農する人の認定申請先について	その他	○	○	○	39
29	老後資金の充実を図りたい	その他	○			41
30	共済制度や税制措置について知りたい	その他		○		42
－	農業担い手メールマガジン	その他	○	○	○	43

地域の農業のあり方

1 地域の「人と農地の現況や将来」を話し合いたい

個人

法人

集落
営農

地域の話し合い活動によって校区ごとに定められた『地域計画』に基づき、様々な支援を受けることができます。

地域計画について



地域計画は、概ね10年後の農地利用の姿を明確化した設計図です。将来、地域の農地は誰が利用し、どのように維持・発展していくか等について、地域の農地所有者や担い手のほか、地域住民なども交えた話し合いを行い、意見をとりまとめ作成するものです。

- ・10年後にめざす地域の農地利用の姿(目標地図)
- ・農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ・農用地の集積・集約化の取組
- ・農業用施設の整備に関する取組
- ・農作業委託等の活用方針

支援内容

地域計画に位置付けられると、次のような支援を受けることができます。

- ◎新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
（原則50歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する人）
➡ 3 (4ページ)
- ◎経営継承・発展等支援事業
後継者が経営を継承し発展させる取組を支援
➡ 3 (5ページ)
- ◎集落営農連携促進等事業
集落営農の連携・合併による効率的な生産・販売体制の支援
➡ 5 (8ページ)
- ◎農地利用効率化等支援交付金
経営体等の農業用機械や施設等の導入に対する支援
➡ 14 (22ページ)

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243,2244,2245）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金
税制

機構への農地の出し手等に対する支援を受けたい

<事業名：農地集約化促進事業>

支援内容

1. 集約化加速タイプ(旧集約化奨励金)

地域計画(目標地図)のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域は、農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

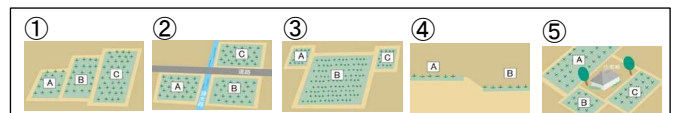
①基本タイプ

地域の農地面積に占める1ha以上の団地※1面積の割合が集約化目標年度※2までに増加すること

※1「団地」とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地です。

	増加ポイント	交付単価
区分1	10ポイント	1.0万円/10a
区分2	20ポイント	3.0万円/10a

※2「集約化目標年度」とは、事業実施年度から起算して5年目の年度です。



①畦畔で接続する農地 ②農道又は水路等を挟んで接続する農地
③各々一隅で接続する農地 ④段状に接続する農地
⑤借受希望者の宅地に接続している農地

②大規模集約タイプ

①の要件を満たす地域において、農地バンクを通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ1団地あたりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積は、5万円/10a

③誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度までに新たな受け手を誘致するための4ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者(③の場合、事業実施年度の前年度の2月末時点に地域計画に位置付けられていない新たな耕作者)に転貸することが必要です。

2. 地域集約化実現タイプ(旧地域集積協力金)

集約化された目標地図が描けている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

(交付要件)

- ① 目標地図内の農地面積に占める1ha以上(中山間地域では0.5ha以上)の団地面積の割合が5割以上
- ② 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

	農地バンクの活用率※2		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

※2「農地バンクの活用率」とは、対象地域の農地面積に占める機構への貸付総面積の割合

1.集約化加速タイプと2.地域集約化実現タイプを活用することで、最大7.6万円/10a

※3 1.②(=5万円/10a)と2の中山間地域(2.6万円/10a)の両方に該当する農地の場合

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311 (内線2243, 2244, 2245)



機構への農地の出し手等に対する支援を受けたい

<農地税制>

支援内容

機構に農地を貸し付け、又は売買した場合には、税制上の特例が措置されています。

注) 特例の適用を受けるためには、税務署への届け出を行う必要があります。

(1) 機構に農地を貸し付けた場合の納税猶予の特例 (特定貸付け)

贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている人が機構に農地を貸し付けた場合には、納税猶予が打ち切られません。

納税猶予の特例

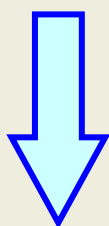
納税猶予の適用農地を貸すことができます。

【要件】

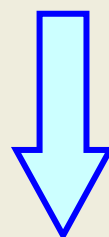
- ① 農地中間管理機構等に対する貸付けであること
- ② 贈与税の納税猶予の場合、制度の適用から10年(65歳未満は20年)以上経過していること

(2) 機構と農地を売買した場合の特例 (所得税・登録免許税・不動産取得税等)

農地の売り手(所有者)



農地中間管理機構



農地の買い手(担い手)

農地を売る人への支援

譲渡所得の特別控除

控除額 800万円

【要件】

農用地区域内の農地を以下の方法で売却すること

- ① 農用地利用集積計画
- ② 中間管理機構への譲渡
- ③ 農業委員会のあつせん

農地を買う人への支援

登録免許税の軽減

税率 2.0% → 1.0%

不動産取得税の軽減

税額 2/3

【要件】

以下の全ての要件を満たすこと

- ① 農用地区域内の農地であること
- ② 農用地利用集積計画で所有権を取得すること

問い合わせ先

伊佐市農業委員会 0995-23-1311 (内線2101,2102)

個人

補助・
交付金

研修期間の生活安定及び就農直後の経営確立を支援します。

<事業名：新規就農者育成総合対策（就農準備資金、経営開始資金）>

随時申請受付中

支援内容

○新規就農者育成総合対策（就農準備資金）

交付額

年間165万円（最長2年間）

※海外研修を行う場合1年延長あり

（対象者）

県農業大学校や県が指定する研修機関で研修を受ける人で、以下の要件を満たす人

（主な交付要件）

- ① 原則として就農予定時の年齢が50歳未満の人
- ② 都道府県が認める研修機関で概ね1年以上研修する人
- ③ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- ④ 研修終了後1年以内に50歳未満で就農する以下のいずれかの人
 - ・ 自ら農業経営を行う人
 - ・ 農業法人に雇用されて就農する人
 - ・ 親元就農し、就農後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる人
 - ・ 独立・自営就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者になる人



問い合わせ先

鹿児島県始良・伊佐地域振興局
農政普及課伊佐市駐在 TEL 0995-23-5127

支援内容

○新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

交付額

年間165万円（最長3年間）

（対象者）

農業を始めてから経営が確立するまでの人で、以下の要件を全て満たす人

（交付要件）

- ① 原則として50歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者
 - ② 就農する市町村の目標地図又は「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられている人（見込みも可）
または農地中間管理機構から農地を借り受けている人
 - ③ 原則として前年の世帯所得が600万円以下の人
 - ④ 経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入など）を負うと市町村に認められる必要があります。
- ※新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の受給を要件とはしていません。

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

→ 就農後の経営発展を支援します。

＜事業名：新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）＞

支援内容

○新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）

支援額

補助対象事業費上限：1,000万円

※「経営開始資金」の交付対象者は：500万円

補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

（対象者） 原則として50歳未満で令和7年度以降に農業経営開始の認定新規就農者
（対象経費）

機械（軽トラックを除く）施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料

*取組計画に応じた事業採択方式

*令和6年度以前に経営を開始した人は対象になりません

*その他要件があります（詳細についてはお問い合わせください。）

*自己負担分は資金借入れとなります。

例）1,000万円の機械を購入する場合

⇒最大、県が 250万円補助

国が 500万円補助

申請者が250万円自己負担

（250万円は資金借入れ）



→ 地域農業の担い手の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援します。

＜事業名：経営継承・発展等支援事業＞

○経営継承・発展等支援事業

交付額

上限100万円

（対象者） 地域に位置付けられ、地域農業の担い手※の先代事業者（個人事業主又は法人の代表者）から経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者等（親子、第三者など先代事業者との関係は問いません。）

※地域農業の担い手とは、市町村長が地域農業の維持・発展に重要な発展を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者をいいます。

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

個人

法人

貸付

施設・機械の購入等に必要な資金を確保したい <事業名：青年等就農資金>

支援内容

随時申請受付中

新たに農業経営を営もうとする認定農業者（市から青年等就農計画の認定を受けた人）等に、無利子の資金を貸し付けます。

1 対象者（認定新規就農者）

- ア 原則18歳以上45歳未満の青年
- イ 知識・技能を有する65歳未満の人
- ウ 上記ア・イの者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く。

2 借入条件等

- (1) 資金使途：施設、機械の取得等
（農地等の取得は除く）
- (2) **貸付利率：無利子(期限内)※注**
- (3) 借入限度額：3,700万円(特認1億円)
- (4) 償還期限：17年以内（使途で変わる）
- (5) 据置期間：5年以内
- (6) 担保等：実質無担保・無保証人
（例外有り）

※注 資金計画のとおり償還日に返済できなければ、
その分に対して遅延金が発生

3 取扱金融機関

株式会社 日本政策金融公庫
鹿児島支店
099-805-0512

<資金使途の例>

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243,2244,2245）

※新規就農のための各種支援策については、「農業を始めたい皆さんを応援します！」でご案内しています。

(URL) http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html

農業を始めたい皆さんを
応援します！

クリック！

青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」でつながろう！

「一農（いちのう）ネット」は、農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながる、はじめてのネットワークです。

青年新規就農者や農業法人で働く若い皆さん、就農希望の若者、また、そんな若者を応援する人ならどなたでも参加いただけます。

まずはこちら↓から、メルマガ登録！！

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

QRコードでwebサイトを
表示できます



個人

法人

補助・
交付金

50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対し、法人等が実施する実践研修・新たな法人独立に向けた研修等を支援します。

＜事業名：雇用就農資金（農業人材力強化総合支援事業）＞

支援内容

支援タイプ	助成期間	助成額※1,2
雇用就農者育成 独立支援タイプ	最長 4年間	年間最大 60万円 (月額5万円)
新法人設立支援 タイプ		年間最大120万円 (月額10万円) (3-4年目は最大60万円) (月額5万円)

※1) 各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円（月額1.25万円）が加算されます。

※2) 事業実施期間が3か月未満の場合は、助成金は交付されません。

申請の流れ

事業申請 → 書類審査 → 審査結果通知 → 支援開始
→ 事業説明会等 → 初回現地確認 → 助成金交付申請（半年毎）

農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ④ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 原則として地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は、位置づけられることが見込まれる者であること。

新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の人であること。
- ② 支援開始時点で、採用されてから4か月以上12か月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。

問い合わせ先

（一社）鹿児島県農業会議 099-286-5815
(<https://kago46.com>)



集落
営農集落営農組織が構成員
となった連携組織補助・
交付金

集落営農の連携・合併による効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援します。

＜事業名：集落営農連携促進等事業＞

事業内容

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。

支援額

最長3年間支援（上限1,000万円）

1 ビジョンづくり

連携・合併による集落営農の目指す農業の姿や具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組 【定額】

2 具体的な取組

(1) 高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などの取組 【定額】

(2) 中核となる若者等の雇用 【定額】（上限100万円/年、最長3年）

(3) 組織の法人化 【定額】

(4) 共同利用機械等の導入 【1/2以内】

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

安定した農産物の生産

6

米、麦、大豆などを安定的に生産したい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

経営所得安定対策により、農家の皆さんの経営安定を支援します。

＜事業名：経営所得安定対策＞

諸外国との生産条件の格差に伴う不利により、コスト割れが発生している麦、大豆等の生産に対する交付金を交付します。

＜事業名：畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）＞

対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者に限定（面積要件はなし）

まだ、認定農業者等の担い手となっていない人は、8年産の加入申請期限（8年6月末）までに、認定農業者や認定新規就農者となっておくか、集落営農を組織して参加していただく必要があります。

ただし、それぞれ要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

対象作物

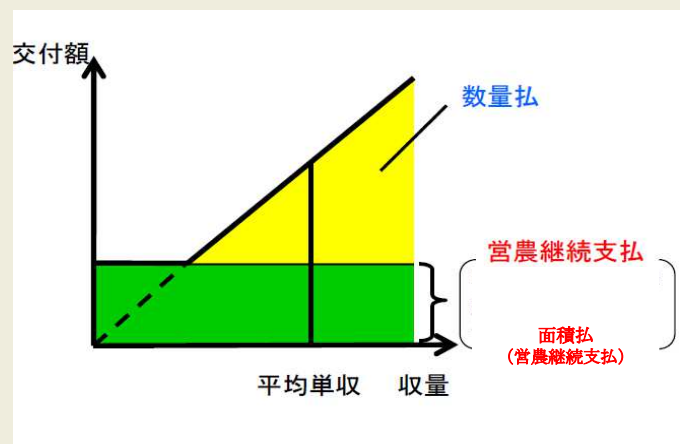
麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね等

1 数量払・・・交付単価（全国一律）

交付単価の水準は、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

●数量払いにおける平均交付単価（令和5年産～7年産の交付単価です。）

対象作物	平均交付単価
小麦 （課税事業者）	5,590円／60kg
小麦 （免税事業者）	6,000円／60kg
大豆 （課税事業者）	10,340円／60kg
大豆 （免税事業者）	10,910円／60kg
そば （課税事業者）	15,930円／45kg
そば （免税事業者）	16,730円／45kg



2 面積払（営農継続支払）・・・交付単価（全国一律）

当年産の作付面積に基づき支払われます。

20,000円／10a（そばについては13,000円／10a）

※支払方法については、数量払を基本とし、面積払（営農継続支払）がその内金として支払われます。

問い合わせ先

伊佐市農業再生協議会（伊佐市役所農政課農業政策係内）
0995-23-1311（内線2284, 2286）

米、麦、大豆等の販売収入の減少に対する補てん金を交付します。

＜事業名：米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）＞

対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者(面積要件はなし)

まだ、認定農業者等の担い手となっていない人は、8年産の加入申請期限(8年6月末)までに、認定農業者や認定新規就農者となつていただくか、集落営農を組織して参加していただく必要があります。

ただし、それぞれ要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

支援内容

収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんする仕組みです。

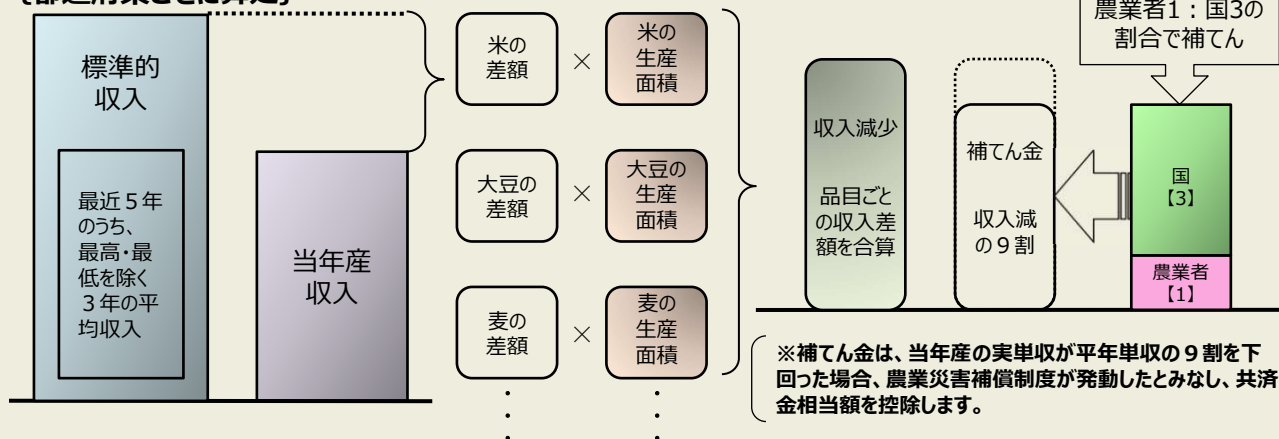
(1) 対象作物

米、大豆、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）等

(2) 補てん額

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。交付金は翌年の5～6月頃に支払います。

{都道府県ごとに算定}



問い合わせ先

伊佐市農業再生協議会（伊佐市役所農政課農業政策係内）
0995-23-1311（内線2284, 2286）

水田を活用した戦略作物等（麦、大豆、飼料作物、飼料用米等）の生産に対する
交付金を交付します。

＜事業名：水田活用の直接支払交付金＞

対 象 者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農

支援内容

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を
直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料 自給率・自給力の向上を図り
ます。

【水田活用の直接支払交付金交付単価一覧】 (円/10a)						
作物名	戦略作物助成(国)	県 (上限単価)	産地交付金		国 (追加配分)	単価の合計 最高額
			伊 佐 市	国 地 加 算		
麦	35,000		作物助成			35,000
大豆	35,000		※10 14,000	1ha以上2ha未満 12,000 2ha以上 15,000		64,000
飼料作物	※3 35,000			1ha以上2ha未満 7,000 2ha以上 10,000		45,000
そば・なたね					20,000	20,000
WCS用稲	80,000			1ha以上2ha未満 3,000 2ha以上 6,000		86,000
飼料用米	※4 55,000～ ※5 105,000	12,000 ※6 3,000				120,000
米粉用米	55,000～105,000	10,000				115,000
※1 重点野菜			33,000	1ha以上2ha未満 10,000 2ha以上 13,000		46,000
加工用米	20,000	※7 32,000 ※8 3,000 ※9 4,000	4,000			60,000
※2 輸出用米					20,000 ※12 10,000	30,000
地力増進作物					※13 20,000	20,000
二毛作助成			※11 8,000			8,000

※1 重点野菜(6品目)・・・根深ねぎ・かぼちゃ・水田ごぼう・さといも・ゴーヤー・トマト(施設園芸は対象外)

※2 輸出業者等と契約し、取組計画を提出すること

※3 種子購入伝票の提出が必要(3.5万円/10a)

※4 一般品種は、標準単価6.5万円(収量に応じて5.5万円～7.5万円/10a)・多収品種は、標準単価8万円(収量に応じて5.5万円～10.5万円/10a)

※5 飼料用米のうち、SGS(ソフトグレーンサイレージ)は、一般品種は6.5万円/10a、多収品種は8万円/10a

※6 令和7年度から令和8年度に作付けが増加した面積分に対して加算

※7 焼酎麹用・その他用途で出荷販売契約を締結し、販売契約数量を出荷した場合

※8 令和7年度から継続して作付けされる面積分に対して加算

※9 令和7年度から令和8年度にかけて増加した、作付け面積分に対して加算

※10 大豆は、排水対策を講じること

※11 戦略作物(麦・大豆・飼料作物等)同士または、戦略作物と水稻を組み合わせ生産した場合

※12 新市場開拓用米の複数年契約(3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分)

※13 有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取り組み

☆市産地交付金の単価は、市への配分額によって変動する場合があります。
(単価は下限額として設定しています。)

問い合わせ先

伊佐市農業再生協議会（伊佐市役所農政課農業政策係内）
0995-23-1311 （内線2284, 2286）

重点作物（根深ねぎ・かぼちゃ・にがうり・トマト・水田ごぼう・さといも）の新規栽培や面積拡大に取り組む農業者を支援します。

＜事業名：伊佐市園芸産地継続支援事業＞

①育苗に必要な支援

対象者

園芸作物の新規栽培（10a以上）や
面積拡大（10a以上増）に取り組む農業者

対象経費

種子代・育苗資材経費・苗購入費に係る経費（上限30a）

補助率

1 / 2 以内（上限15万円）

②作付け準備等に必要な機械導入支援

対象者

- ・園芸作物の栽培面積が10a以上(かぼちゃは30a以上)に取り組む農業者または法人
- ・園芸作物の栽培面積が20a以上(かぼちゃは60a以上)に取り組む3戸以上の農業者で組織する団体

対象経費

20万円以上の機械導入に要する経費(設置費含む)

補助率

1 / 2 以内（上限50万円）

＜①②共通の要件等＞

交付要件

- ・補助金の交付を受けた年度から継続して3年以上、販売を目的に園芸作物を生産すること

申請書類

- ・交付申請書 ・事業計画(実績)書 ・収支予算(実績)書
- ・見積書の写し ・領収書 ・写真(ほ場・機械等)

提出期限

令和9年3月15日まで

提出・問い合わせ先

伊佐市役所 農政課 農業政策係 0995-23-1311（内線2246, 2247）

伊佐米ブランド化を応援します。

<事業名：伊佐ブランド認証制度>

対象者

伊佐市内の米生産者及び販売者

●伊佐ブランド認証制度

一定の基準を満たした伊佐のすぐれた産品を「伊佐ブランド品」として認証する制度で、現在は「伊佐米」がその対象となっています。

認証されたお米には、認証シールを貼ることができ、県内外へ広くPRされます。

※伊佐米認証を受けるためには毎年、申請が必要ですので、希望される人は下記によりお手続きください。

◆ 申請の内容

- 対象 伊佐米（ヒノヒカリ、あきほなみ）
 申請者 伊佐市内の生産者及び販売者（個人、生産組織、農協、集荷業者等）
 認証区分 「伊佐米」 ----- 認証基準（お問い合わせください）
 「伊佐特選米」 ----- 認証基準（お問い合わせください）
 申請書類 ① 伊佐ブランド認証申請書
 ② 「米」認証申請書
 ③ 栽培管理計画書

※ 申請書類は、農政課又は市のホームページにあります。

◆ 認証までの流れ

- 申請 申請書類を農政課に提出【～7月末】
 ↓
 審査 伊佐ブランド認証米部会（市、県、生産者等で組織）が審査【8月】
 ↓
 認証 伊佐ブランド認証委員会（市、各種団体、消費者等で組織）で決定【9月】
 ↓ ※ この時点では「伊佐米」として仮認証となります
 認証表示 「伊佐米」の認証表示ができます【10月】
 ↓
 報告 栽培管理記録（実績）、農産物検査証明を農政課に提出
 ↓
 本認証報告 報告内容を確認し、正式に認証【11月】

※「伊佐特選米」については、食味分析計による測定が必要です。



問い合わせ先

伊佐市役所 農政課 農業政策係 0995-23-1311（内線2246, 2247）

個人

法人

貸付


 畜産経営において繁殖雌牛の導入を支援します。

<事業名：伊佐市肉用牛規模拡大事業>

随時申請受付中

対 象 者

市税の納入及び申告状況が良好な人で貸付が必要な人

支援内容

1. 市が繁殖雌牛を導入し、農家に貸し付けます。
2. 一定期間貸付け、償還終了時に農家に譲渡します。自家保留牛も対象となります。

◆育成牛（4か月以上～18か月未満）は6年間貸付

◆成牛（18か月以上～4歳未満）は3年間貸付

◆1頭あたりの貸付上限額 50万円（最大8頭分）

・ 飼養頭数 1 頭以上	1 頭分貸付	（ 50万円まで）
・ " 3 頭以上	2 頭分貸付	（100万円まで）
・ " 5 頭以上	3 頭分貸付	（150万円まで）
・ " 10 頭以上	4 頭分貸付	（200万円まで）
・ " 15 頭以上	5 頭分貸付	（250万円まで）
・ " 20 頭以上	6 頭分貸付	（300万円まで）
・ " 30 頭以上	7 頭分貸付	（350万円まで）
・ " 40 頭以上	8 頭分貸付	（400万円まで）



問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 0995-26-1235 (直通)



商品価値の高い子牛の生産を支援します。

〈伊佐市特定優良種雌牛保留導入事業〉

支援内容

肉用牛の増頭及び維持で市場の出場頭数の安定化を図り、且つ、質の高い雌子牛を市内に保留・導入する者に補助金を交付します。

要件

- ①薩摩中央家畜市場に出場する子牛で、子牛展示会（さつま町・薩摩川内市）・品評会（伊佐市）において保留牛及び秀賞牛に指定された産子である。
- ②市税の納入状況が良好な人。
- ③対象牛は特別な理由がない限り3年間以上飼養することができる人。

補助金

品評会等で保留牛に指定され自家保留した場合。	15万円
品評会等で秀賞牛に指定され自家保留した場合。	7万円
品評会等で保留牛又は秀賞牛に指定され、市場で導入（本人を含む）した場合及び月雌平均価格との差が1万以上あった場合。（消費税は含まない）	平均価格との差額の1万円未満を切り捨てた額（上限20万円）

その他

1 農家に年間5頭まで



問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 0995-26-1235（直通）



飼料基盤の開発整備と合わせて、大規模な畜舎など施設の整備を支援します。
〈畜産基盤再編総合整備事業〉

支援内容

- 1 100 a 以上の飼料畑造成と合わせて、畜産用施設の整備や農機具等の導入に対して、その経費の72.5%以内で助成します。
- 2 施設の構造など畜産農家の要望を聞きながら、鹿児島県地域振興公社が事業を実施し、完成後に引き渡しを行います。



繁殖牛飼養農家の収益向上や飼養環境改善（分娩室や子牛育成牛舎）のための牛舎整備を支援します。
〈牛舎施設整備事業〉

随時申請受付

対象者

市税の納入状況が良好な人でおおむね5年以内に建築面積に応じた規模拡大が見込まれる者。若しくは分娩牛舎や子牛育成牛舎を整備することにより収益性の向上が見込まれる人。

支援内容

1. 牛舎設置及び施設整備
対象事業費の1/3以内の額（上限50万円）
2. 発情発見器及び分娩監視装置（一式）
対象事業費の1/3以内の額：（上限20万円）

※ 農地転用申請や農業制度資金の活用には、
「環境保全に関する意見書」の添付（期間を要します）が必要になります。
お早目に畜産係へご相談ください。



問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 0995-26-1235（直通）



家畜排せつ物処理施設（運搬等機械を含む）の整備を支援します。
〈資源リサイクル畜産環境整備事業〉

支援内容

- 1 堆肥舎やショベルローダー、マニアスプレッダー等を整備することができます。
- 2 施設の構造など畜産農家の要望を聞きながら、鹿児島県地域振興公社が事業を実施し、完成後に引き渡しを行います。



地域の中心的な畜産経営体の施設整備等や機械装置の導入を支援します。
〈畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業〉

支援内容

- 1 施設整備事業（補助上限 1 / 2 以内）
 - ・規模拡大に必要な家畜飼養管理施設等の整備や施設の補改修
 - ・家畜の導入（農協が畜舎と一体的に貸付けを行う場合のみ）
家畜導入補助上限は、妊娠牛27.5万円、繁殖用子牛17.5万円

※対象農家：法人経営又は次の要件を満たす家族経営者
（①青色申告、②後継者あり又は経営主が45歳未満、③知事特認）
- 2 機械導入事業（補助上限 1 / 2 以内）

生産コストの低減や飼料自給率並びに収益性の向上等に資する機械装置をリース方式により導入する場合に助成
（※認定農業者である必要があります。）
例）換気装置、自動給餌機、分娩監視装置、飼料収穫機等

本事業は、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって収益性の向上を目的とする伊佐市畜産クラスター協議会（事務局は市農政課畜産係）の定める「畜産クラスター計画」に、中心的な経営体として位置づけられる必要があります。



問い合わせ先

伊佐市農政課 畜産係 0995-26-1235（直通）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

＜事業名：多面的機能支払交付金＞

支援内容

1 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

【対象者】 農業者のみ、又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

2 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

〔○ 基本単価例(共同活動)：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の75%を上限
基本単価例(長寿命化)：都府県の水田……4,400円/10a 直営施工を行わない場合 左記単価の5/6〕

「活動組織」を設立し、伊佐市と5年間の協定を締結し、活動を行います。

① 活動組織の設立・計画の策定



② 協定の締結



③ 活動の実施



この他にも、加算措置や環境負荷低減の取組への支援もあります。詳しくはお問合せください。

問い合わせ先

伊佐市林務耕地課 耕地係 0995-23-1311（内線2131,2136,2137）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

中山間地域等において農業生産活動が維持できるよう交付金を交付します。

<事業名：中山間地域等直接支払交付金>

支援内容

申請期限：令和7年度は令和7年8月29日
令和8～11年度は各年5月31日

- 平地地域との農業生産条件の格差から生じる不利を補正するため、傾斜等の一定条件を満たす農用地を耕作する農業者等（集落協定等の締結が必要）に対して交付金を交付します。
- 交付金の交付を受けるためには、集落協定又は個別協定を締結し、**5年間農業生産活動を継続する必要**があります。
- 交付金の単価は、協定に規定した活動内容によって異なり、①の農業生産活動等を継続するための活動に加え、②の体制整備のための前向きな活動を行う場合には、**交付単価の10割を交付し、①のみの活動の場合は、交付単価の8割を交付**します。
このほか、複数の集落協定間のネットワーク化・統合等、スマート農業、超急傾斜農地保全などに取り組む場合には、**別に加算（10aあたり5,000円～10,000円）が受けられます**。
- 本交付金と併せて、**多面的機能支払交付金にも取り組むことができます**。

【交付単価】

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
草 地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（8°以上）	3,000
	草地比率の高い草地 （寒冷地）	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
	緩傾斜（8°以上）	300

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

農業生産活動等を継続するための基礎的な活動

- 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- 多面的機能を増進する活動 ※選択実施
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護



【周辺林地の管理】



【景観作物の作付】



【水路の簡易補修】

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（単価の10割を交付）

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組

- ネットワーク化活動計画の作成
①ネットワーク化、②統合、③多様な組織等の参画
上記3つの取組のうち、一つ以上に取り組むことを計画に位置付ける。

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農生産活動を支援します。
 <事業名：環境保全型農業直接支払交付金>

支援内容

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。

<支援対象者>

対象作物を販売目的で生産し、複数の農業者で組織する団体
 「みどりチェック」チェックシート（環境負荷低減のクロスコンプライアンス）による持続可能な農業生産の実施をすること

<支援対象取組（単価は国と地方の合計）>

※支援費総額が予算を超えた場合、支援取組単価が減額調整される場合があります。

全国共通取組		交付単価 （国と地方の合計）
有機農業 （化学肥料・化学合成 農薬を使用しない取 組（＝有機JASの水準 に合致））	そば等穀類、飼料作物以外	14,000円/10a
	このうち炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円/10aを加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用 （5割低減の取組の前後のいずれかに炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組）		3,600円/10a
緑肥の施用 （5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組）		5,000円/10a
総合防除 （IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動を実施）		そば、飼料以外 4,000円/10a そば、飼料 2,000円/10a
炭の投入（炭を農地へ施用）		5,000円/10a

上記取組のうち、「堆肥の施用」、「緑肥の施用」、「総合防除」、「緑肥又は堆肥による炭素貯蔵効果の高い有機農業」で、主作物が水稻である場合は、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施する必要があります。

<事業要件（推進活動の実施）>

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動を12項目ある選択肢の中から1つ以上実施する必要があります。

※ 支援の詳細については、農林水産省HP内の環境保全型農業のページでご案内しています。
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

問い合わせ先

伊佐市農政課 農業政策係 0995-23-1311（内線2246, 2247）

農業インフラ等の整備

13

土地改良事業に伴う経費負担を軽減したい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金



農業生産基盤を図るため土地改良事業に取り組む農家に対し、工事費の補助を行います。

＜事業名：伊佐市単独土地改良事業＞

支援内容

補助金の額は、土地改良事業の工事費（5万円以上50万円以内）の50%以内とし、20万円を上限とします。

補助条件

土地改良区または受益者の共同施工による、かんがい排水・水路整備・農道改良、舗装・農道橋補修・頭首工補修などの工事で、関係耕作面積0.5ヘクタール以上であること。

（但し、申請された工事個所が、すべて実施できるとは限りません。）



問い合わせ先

伊佐市林務耕地課 耕地係 0995-23-1311（内線2131, 2136, 2137）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

→ 融資で農業用機械・施設を導入する場合、融資残の自己負担部分を助成します。

＜事業名：農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）＞

支援内容

地域計画に位置付けられた経営体等が融資を活用して、農業用機械・施設等※¹を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の3/10※²までを上限として助成します。

補助額

事業費の10分の3以内、上限300万円

※1 耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの

（中古機械及び中古施設は、使用可能と認められる年数が2年以上のもの）

※2 補助率は、以下の①～③のいずれか最も低い額

① 事業費×3/10

② 融資額

③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

例) 1,000万円のトラクターを個人で購入するために、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合

① $1,000万 \times 3/10 = 300万$

② 融資額600万

③ $1,000万 - 600万 = 400万$

最も低い額 = 300万補助

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

集落
営農補助・
交付金

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、生産づくりから流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援します。また強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

<事業名：強い農業づくり総合支援交付金>

対象者

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体

支援内容

- 1 食料システム構築支援タイプ
→生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組等
- 2 産地基幹施設等支援タイプ
→①集出荷貯蔵施設等産地の基幹施設の整備、産地基幹施設の再編等
→②国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略など、重点施策の推進に必要な施設の整備
- 3 卸売市場等支援タイプ
→物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備

支援率

- 1 食料システム構築支援タイプ
 - 【助成対象】 整備事業（農業用施設）
ソフト支援（農業用機械、実証等）
 - 【補助率】 定額、1/2以内等
 - 【上限額】 整備事業 20億円/年
ソフト支援事業 5,000万円/年
- 2 産地基幹施設等支援タイプ
 - 【助成対象】 農業用の産地基幹施設
 - 【補助率】 1/2以内等
 - 【上限額】 20億円等
- 3 卸売市場等支援タイプ
 - 【助成対象】 卸売市場施設・共同物流拠点施設
 - 【補助率】 4/10以内等
 - 【上限額】 20億円

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

→ 今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、生産のコストの低減、販売額の増加等の産地の収益力強化に向けた取組を支援します。

＜事業名：産地生産基盤 パワーアップ事業＞

◆収益性向上対策◆

対象者

農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)」に参加する農業者、農業者団体(農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体)等 ※個別経営体も参加可能

対象取組

【整備事業】

乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス等)等の施設整備

【基金事業(生産支援事業)】

- ①コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ②雨よけハウス等、付加価値化に必要な生産資材の導入等

補助率

【整備事業】 1 / 2 以内 等

【基金事業（生産支援事業）】

- ①農業機械のリース導入・取得 … 1 / 2 以内
- ②生産資材の導入 … 1 / 2 以内
- ③改植 … 定額

問い合わせ先

伊佐市農政課 農業政策係 0995-23-1311（内線2246）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

新規就農者等への継承のためのハウス・園地等の再整備・改修や家畜排せつ物由来堆肥等活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組を支援します。

＜事業名：産地生産基盤 パワーアップ事業＞

◆生産基盤強化対策◆

対象者

農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

対象取組

【整備事業】

新規就農者や担い手への継承に必要な低コスト耐候性ハウス等の再整備

【基金事業】

- ①新規就農者や担い手への農業用ハウス譲渡のためのパイプハウスの再設備・改修
- ②譲渡された果樹園・茶園で営農を開始するための果樹園・茶園の再設備・改修
- ③後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした作業受託組織等での農業機械の再設備・改良
- ④再設備・改修した施設・果樹園等の継承ニーズの把握及びマッチング、受け皿組織における継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入
- ⑤生産技術を継承・普及するための栽培管理・労務管理等の技術実証、農業機械の安全取扱技術向上のための研修
- ⑥牛ふん堆肥及びペレット堆肥等の実証的活用に向けた実証ほの設置等

補助率

【整備事業】 1 / 2 以内

【基金事業】

農業用ハウス、果樹園・茶園の再設備・改修、農業機械の再設備・改良
… 1 / 2 以内等

生産装置の継承・強化、生産技術の継承、普及に向けた取組、全国的な土づくりの展開
… 定額

問い合わせ先

伊佐市農政課 農業政策係 0995-23-1311（内線2246）

生産グ
ループ集落
営農補助・
交付金

鹿児島県の農業の未来を担う新規就農者を確保・育成するため、就農後の機械・施設等の導入を支援するとともに、地域の特性を生かした営農確立に向け共同機械導入や小規模なかんがい排水等の整備を支援します。

＜事業名：かごしまの農業未来創造支援事業＞

支援内容

1 新規就農者育成対策

機械・施設等の取得・改良又はリース、家畜導入、果樹・茶の新植・改植等

【事業主体】

市町村（国・県3/4以内）

＜交付対象者＞ 50歳未満の認定新規就農者

（令和7年度以降に新たに農業経営を開始する者）

2 産地づくり対策

栽培施設、共同利用機械、共同利用施設等

【事業主体】

市町村、3戸以上の農業者で組織する団体等

3 農業農村整備対策

かんがい排水、畑地かんがい、農道、客土等

【事業主体】

市町村、農業協同組合、土地改良区（県4/10以内）

4 農村づくり対策

環境施設、加工施設、交流施設等

【事業主体】

市町村、3戸以上の農業者で組織する団体等（県1/3以内等）

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）

農業者で組織する団体

県補助金

降灰等による農作物や飼料作物の被害を防止または軽減するために必要な機械・施設の導入を支援します。

＜事業名：活動火山周辺地域防災営農対策事業＞

支援内容

降灰防止・降灰除去施設等整備事業

実施の有無、時期等は都度ご確認ください。

＜助 成 率＞ 事業に要する経費の100分の65以内

＜助成対象者＞

組織及び運営に関する規約の定めのある、3戸以上の農業者で組織する団体。

＜助成の内容＞

- ①降灰防止に必要な被覆施設及び施設内の換気等の設備
- ②降灰の洗浄に必要な施設及び附帯施設
- ③飼料作物収穫調整用等機械施設
- ④土壌等の矯正に必要な資材



問い合わせ先

伊佐市農政課 農業政策係 0995-23-1311 (内線2246, 2247)

伊佐市農政課 畜産係 0995-23-1311 (内線2241, 2242)

農業者で組織する団体

県補助金

実際に鳥獣から農作物被害が発生した農地において、鳥獣の侵入を防ぐため獣種に応じた侵入防止柵の整備を支援します。

＜事業名：鳥獣被害対策実践事業（整備事業）＞

支援内容

侵入防止柵の整備は「新規整備」と「再編整備」が可能です。その施工方法は「直営施工」か「請負施工」の2パターンがあります。なお、侵入防止柵を整備する場合は、捕獲機材（わな）等を一体的に設置すること等が要件となります。

補助率

直接施工の場合

定額（資材費のみ支援対象）

請負施工の場合

事業総額の1／2以内等



－新規整備の上限単価－

	電気柵 (1段あたり)	ネット柵	金網柵 上段:イノシシ用 下段:浣用	ワイヤーメッシュ柵 上段:イノシシ用 下段:浣用	グレーチング
直営	148円/m	1,090円/m	1,970円/m 2,790円/m	1,290円/m 1,950円/m	17.7万円/m ²
請負	391円/m	2,600円/m	5,380円/m 7,620円/m	3,000円/m 4,530円/m	事業総額の 1/2以内

要件

1. 侵入防止柵の整備の実施における受益農家の戸数要件は、原則、受益戸数が3戸以上であること。
2. 受益農家とは柵を設置する農地の耕作者だけではなく、農地の出し手、水路や農道等の管理に携わる農家、畜産農家、地域計画に基づいて水路や農道の管理を行っている者も受益農家となり得る。
3. 地形等の理由から連続しない柵でも、整備地区全体として受益戸数3戸以上であれば整備可能。

問い合わせ先

伊佐市農政課 鳥獣対策係 0995-23-1311（内線2251）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

大区画化等加速化支援事業では、食料・農業・農村基本計画に基づき、初動５年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

＜事業名：大区画化等加速化支援事業＞

◆大区画化等加速支援事業◆

事業実施主体 農業者等

実施要件

- ハード事業の実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域※¹であること。
- 農用地の区画拡大を実施すること。 等

※¹ 生産緑地等の例外有

対象取組

【ハード事業】

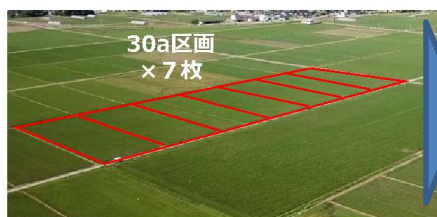
- 農用地の区画拡大（必須）

オプションとして、暗渠排水・湧水処理・末端畑地かんがい施設・客土・徐礫・更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）・病虫害対策

支 援 の 例



畦畔除去



区画拡大イメージ

簡易な基盤整備による区画拡大

助成額

定額（工種や対象の面積、延長に応じて助成額は異なります。）

国の予算に限りがあるため、申請された個所が、すべて実施できるとは限りません。

事業種類	事業内容等	助 成 単 価		
		1.通常	2.集約化する場合	3.大区画化する場合
農用地の区画拡大	畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大			
水路変更なし	ほ場の高低差10cm超 表土扱いあり	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】	36万円/10a 【26万円/10a】
	ほ場の高低差10cm以下 表土扱いあり	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】
	ほ場の高低差10cm以下 表土扱いなし	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】
	畦畔除去のみ	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】	5万円/100m 【5万円/100m】

上表は一部の抜粋です ※【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 大区画とは、本事業で区画拡大を行い、事業後に1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243, 2244, 2245）
伊佐市林務耕地課 耕地係 0995-23-1311（内線2131）

資金の確保

22

農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

個人

法人

融資



借受予定者やその資金使途に応じて、制度資金が利用できます。

対象者及び支援内容

随時申請受付中

	資金	貸付対象者	貸付金利(注6)	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者 (注1)	1.80~2.80%	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (特認 6億円) 法人 10億円 (特認 20億円)
	経営体育成強化資金	主業農業者(注2) 認定新規就農者(注3)等	2.80%	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人 5億円
	農業改良資金 (注4)	個別法に基づく農業改良資金 融通法の特例適用者 (注5)	無利子	12年以内 (据置最大5年以内)	個人 5,000万円 法人・団体 1.5億円
	農林漁業 セーフティネット資金	認定農業者 認定新規就農者 主業農業者 集落営農組織	1.80~2.65%	15年以内 (据置3年以内)	600万円 (特認：年間経営費等の12分の6以内)
農協等	農業近代化資金	認定農業者(注1) 主業農業者(注2) 認定新規就農者(注3)等	2.80%	資金使途に応じ 7~20年以内 (うち据置2~7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円

(注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

(注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上）であること等の条件を満たすものです。

(注3) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者です。

(注4) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画（農畜産物の加工の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画）に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。

(注5) 個別法（略称）は次のとおりです。

みどりの食料システム法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法等

(注6) 金利は、令和8年5月18日現在です。

取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫 鹿児島支店

北さつま農業協同組合／鹿児島県信用農業協同組合連合会／(株)鹿児島銀行／(株)南日本銀行
(株)宮崎銀行／鹿児島相互信用金庫／鹿児島信用金庫／農林中央金庫

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243,2244,2245）



農業近代化資金の金利について利子補給をします。

＜事業名：伊佐市農業近代化資金利子補給事業＞

対 象 者

認定農業者・認定新規就農者・担い手農業者等

❖農業近代化資金借入農家の金利負担を軽減します。

中長期の設備等整備資金である農業近代化資金について、融資額の金利負担額の1%を上限に、市が融資機関に金利を助成することで、農業者の金利負担が軽減されます。

※ 認定農業者等は条件によっては、県・長期金融協会の利子助成の上乗せ等があり、実質無利子化となる場合があります。

❖借入限度額

個人1,800万円（知事特認2億円）、法人（任意団体含む）2億円、

ただし、認定農業者にかかる貸付利率の特例を受ける限度金額は、個人1,800万円、

法人（任意団体含む）3,600万円。

❖融資率（上限）

認定農業者・集落営農組織… 総事業費の100%以内

（補助金が交付される場合は、総事業費から当該補助金の額を差引いた額）

その他の担い手 ……………総事業費の80%以内

（補助金が交付される場合は、総事業費から当該補助金の額を差引いた額の80%以内）

❖借入期間

資金用途に応じ7～20年以内（うち据置2～7年以内）

❖農業近代化資金取り扱い金融機関

北さつま農業協同組合／鹿児島県信用農業協同組合連合会／(株)鹿児島銀行

(株)南日本銀行／(株)宮崎銀行／鹿児島相互信用金庫／鹿児島信用金庫／農林中央金庫

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243,2244,2245）



少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

＜資金名：スーパーL資金、農業近代化資金（クイック融資制度）＞

随時申請受付中

対 象 者

認定農業者（スーパーL資金）
認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織（農業近代化資金）

支援内容

スーパーL資金、農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

貸付条件等

＜貸付限度額＞

500万円

＜貸付要件＞

融資機関のスコアリングシステム（企業経営診断手法）により経営実績が一定水準以上と判断される必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫 鹿児島支店 Tel 099-805-01512
鹿児島県、伊佐市、伊佐市駐在
農林水産省担当課：経営局金融調整課（TEL：03-6744-2165）



経営状況等を評価した上で、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

＜資金名：スーパーL資金（円滑化貸付制度）＞

随時申請受付中

対 象 者

認定農業者等

支援内容

スーパーL資金について、認定農業者等の経営能力や経営状況等を積極的に評価して、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

貸付条件等

＜貸付限度額＞

個人：2,000万円

法人：直近決算の売上高に応じた限度額又は資本勘定のいずれか低い額（最高1億円）

＜貸付要件＞

農業経営改善計画の目標水準に到達していることや過去5年間に既貸付制度資金の償還が確実に行われている必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243,2244,2245）



地域計画の目標地図に位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

＜資金名：農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
＜事業名：農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業＞

随時申請受付中

資金の目的

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等（※）が利用する経営改善のための長期資金です。

認定農業者向けの長期資金としては、農協等民間金融機関が融資する農業近代化資金がありますが、スーパーL資金は、

①償還期間が長い
②資金規模が大きい
③農地取得を含む などの理由で、農協等民間金融機関では十分な対応ができない場合に、公庫が融資する長期資金です。

※ 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた認定農業者等

貸付条件等

＜借入限度額＞

個人： 3億円（複数部門経営等は6億円）
法人： 10億円（常時従事者数に応じ20億円まで）

＜償還期限＞

25年以内（うち据置期間10年以内）

＜金利負担軽減措置＞

貸付当初5年間実質無利子化

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 鹿児島支店
鹿児島市千日町1-1
セテラス天文館5階
TEL099-805-0512



問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243,2244,2245）

個人

法人

融資

→ 制度資金としては、以下の資金が利用できます。

＜資金名：農業経営改善促進資金（スーパーS資金）＞

随時申請受付中

対象者

認定農業者等（※）であって、次に掲げる要件を満たす者

- (1) 簿記記帳を行っていること
(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。)
- (2) 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること
- (3) (2)の具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること
- (4) 農業経営改善計画又は資金利用申込書において、既往借入金の返済財源が確保されていること

※ 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

支援内容

認定農業者等に対して、それぞれの計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な低利運転資金を農協系統等の民間金融機関を活用し、借りやすく返しやすい方式で融通します。

貸付条件等

＜貸付金利＞
変動金利制

＜貸付限度額 ※畜産・施設園芸については、それぞれ4倍＞
認定農業者等：個人500万円、法人2,000万円

取扱融資機関

北さつま農業協同組合、銀行等



問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2243,2244,2245）

集落営農においても、法人化することによって制度を活用できます。

個人

法人

税制

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る取組を税制面から支援します。

＜制度名：農業経営基盤強化準備金制度＞

特例措置の内容

随時申請受付中

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金（注）を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業等の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳（※1）ができます。

（注）この特例の適用をうけようとする場合には、一定の方法で記帳（※2）し、青色申告により確定申告（初年は税務署に事前に届出）をする必要があります。

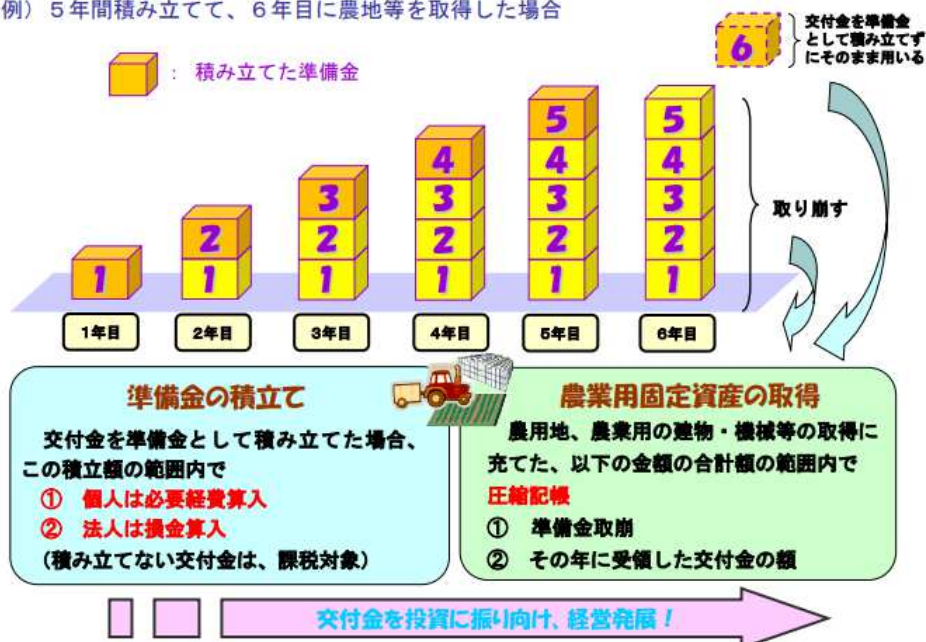
※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に参入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

対象者

市が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられている農業者に限ります。

（例）5年間積み立てて、6年目に農地等を取得した場合



問い合わせ先

九州農政局経営・事業支援担い手育成課 ☎ 096-211-9111

法人

出資

農業法人が自己資本を充実させたい時には、農業法人投資育成制度により農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が出資します。
 <制度名：農業法人等投資育成制度>

随時申請受付中

出資対象者

- ・農業法人（農業生産法人を含む。）
- ・農業に関連する事業（※）を営む法人
- ※ 農畜産物の加工、流通、農作業の受託 など

出資要件等

- ※ 現在、農林水産大臣の承認を受けているのは、アグリビジネス投資育成（株）のみとなっておりますので、以下、同社の出資要件等をご紹介します。

<出資の要件>

- ・農業法人の場合、認定農業者（※１）であること
- ・法人設立後、３年以上の実績があること
- ・過去３年平均の経常利益は黒字であること
- ・会計は複式簿記により行っていること など

<出資の限度>

出資後の総発行株式・持分の２分の１以内（※２）

- ※１ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受けた者です。
- ※２ 農業生産法人への出資にあたり、取扱機関が取得する株式は、議決権がないもの（無議決権株式）となります。

承認を受けた
株式会社等

アグリビジネス投資育成（株） ☎ 03-5577-6377

問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店、最寄りの農協、
 信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店など
 農林水産省担当課：経営局金融調整課
 ☎ 03-6744-2167

1 認定農業者制度とは？

農業経営基盤強化促進法に基づき、伊佐市が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した「農業経営改善計画」を認定する制度です。

2 認定基準とは？

※ 5年後の目標に向けた取組の評価を行います。

- * 計画が「伊佐市基本構想」に照らして適切なものであること。
- * 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- * 計画が達成される見込みが確実であること。

<5年後の目標>

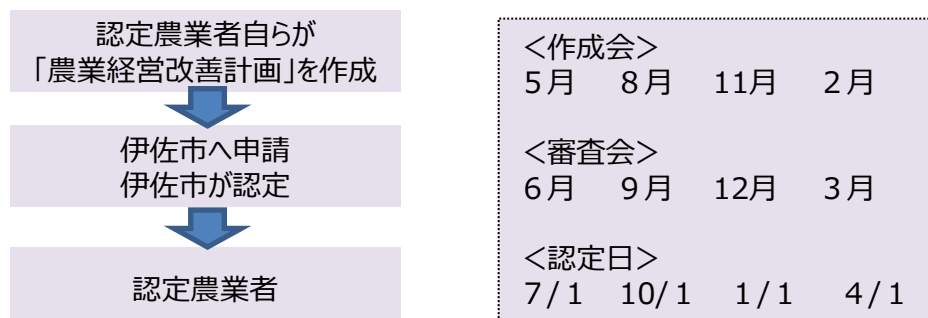
☆ 年間農業所得 … 330万円 ☆ 年間労働時間 … 2,000時間

3 認定の手続きとは？

認定を受けようとする農業者は、伊佐市に次のような内容を記載した「農業経営改善計画」を提出し、伊佐市が計画を認定する事になります。

- ① 経営規模の拡大に関する目標（作付面積・飼養頭数・作業受託面積）
- ② 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入・ほ場連坦化・新技術の導入等）
- ③ 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳等）
- ④ 農業従事の態様の改善の目標（休日制の導入等）

4 認定の時期はいつ？



問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2244）

1 認定新規就農者とは？

伊佐市から自らの農業経営目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた農業者をいいます。認定新規就農者になると、様々な支援や優遇制度を受けられるようになります。

<青年等就農計画の対象者>

伊佐市の区域内において、新たに農業経営を営もうとする青年等で、「青年等就農計画」を作成して、伊佐市から認定を受けることを希望する者

<認定新規就農者の対象者>

- ① 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ② 知識・技能を有する者（65歳未満）
- ③ ①・②の者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから、一定期間（5年）以内の場合に限られ、既に認定農業者である場合を除く。

<認定要件> ※経営開始から5年後の目標

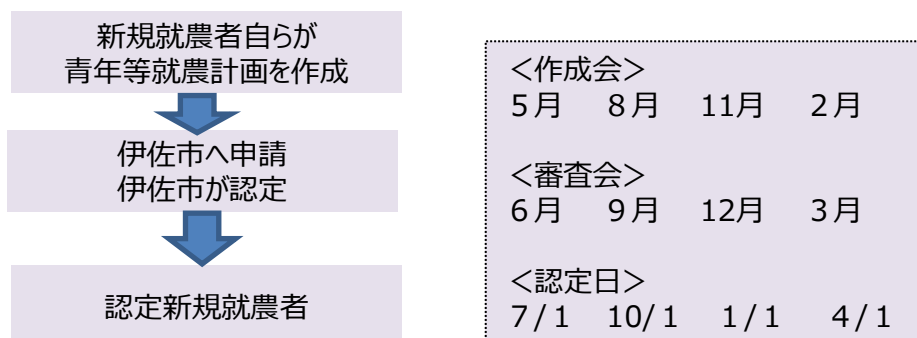
- * 計画が伊佐市の基本構想に照らして適切であること。
- * 計画が達成される見込みが確実であること。

☆ 年間農業所得 … 165万円 ☆ 年間労働時間 … 2,000時間

2 認定新規就農者になるとこんなメリットがあります

- * 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の給付（要件を満たす人）
- * 青年等就農資金（無利子融資）の貸付け
- * 経営所得安定対策（ゲタ対策・ナラシ対策）への加入

3 認定の時期はいつ？



問い合わせ先

伊佐市農政課 担い手支援係 0995-23-1311（内線2244）

認定農業者の手続が簡単になりました！



複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって**都道府県又は国**が**農業経営改善計画の認定手続**を一括で行います。（2020年4月～）

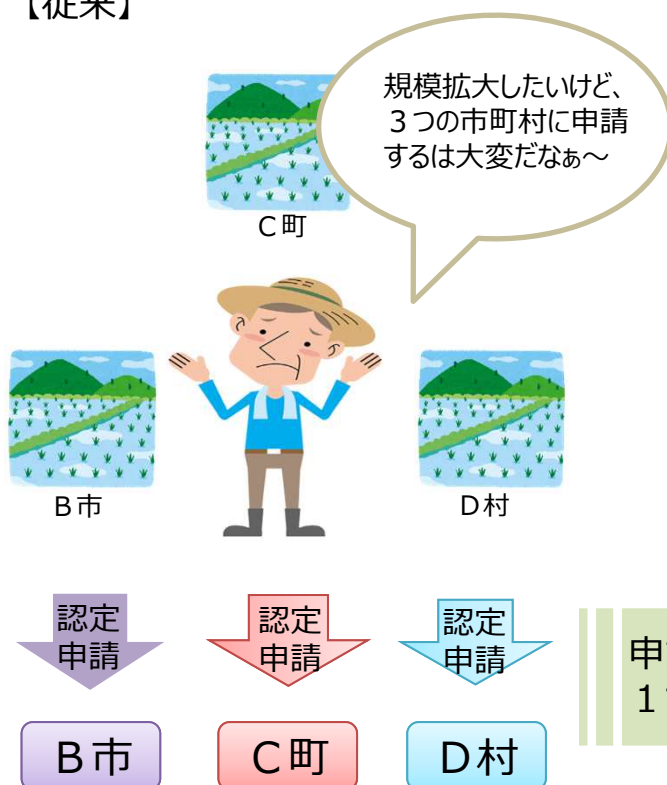
※ 現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

● 国・都道府県が認定します！

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先が一本化されました。

▶ A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合

【従来】



【見直し後】



国・都道府県認定の申請先

- 農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、
- ・単一都道府県内に存する場合は都道府県知事
 - ・複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長又は農林水産大臣）
- に認定を申請することになります。
 （農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します）

【認定申請先】

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

電子申請による手続きも可能です！

オンライン申請が可能です。（2020年4月～）

※国・都道府県認定の電子申請手続きから開始し、順次、市町村認定申請も可能となる予定です。

問い合わせ先

申請先	問い合わせ先	住所 電話番号
九州農政局管内又は北海道・沖縄県を越えて営農している人	九州農政局担い手育成課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL:096-211-9111（内線4318）
九州農政局管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）で管内の県を越えて営農している人		
鹿児島県内で市町村を越えて営農している人	始良・伊佐地域振興局 農政普及課 農業振興係	〒899-5212 鹿児島県始良市加治木町諏訪町12 TEL:0995-63-8214

個人

その他

➡ 農業者年金について、特例保険料を適用して保険料を助成します。

＜事業名：農業者年金事業＞

支援内容

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者のための国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

農業者の老後生活の安定等を図るとともに、農業者の確保に資することを目的として、認定農業者等一定の要件を満たす意欲ある若い農業者には、通常保険料の下限額（2万円／月）を下回る特例保険料を適用し、下限額との差額（1万円～4千円／月）を助成します。



○ 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	要 件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	青色申告を行う認定農業者	10,000円	6,000円
2	青色申告を行う認定就農者	10,000円	6,000円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円	—

問い合わせ先

伊佐市農業委員会 TEL0995-23-1311 (内線2101, 2102)

法人

その他

経営者の皆様向けの退職金制度があります。〈事業名：小規模企業共済〉
支援内容

生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、廃業時・退職時に共済金を受け取れます。なお、事業資金等の貸付制度を利用することもできます。

＜対象者・要件等＞

常時雇用する従業員が20人以下の法人の役員又は個人事業主が対象となります。
掛金は全額所得控除（月7万円、年84万円まで）対象です。

問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構共済相談室（TEL:050-5541-7171）
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

取引先の倒産時にあなたの会社を守ります。

〈事業名：経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）〉

支援内容

加入後6ヵ月以上経過して取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高8,000万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の貸付けを受けることができます。

＜対象者・要件等＞

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は従業員数300人以下の法人又は個人が対象となります。

※ 農事組合法人は加入できません。

掛金は全額損金計上（月20万円、年240万円まで）できます。

問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構共済相談室（TEL:050-5541-7171）
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

従業員が安心して働けるように、退職金の積み立てを支援します。

〈事業名：中小企業退職金共済制度〉

支援内容

従業員のための退職金の積立金に対して国の助成を受けることができます。なお、掛金は損金として全額非課税となり、パートタイマーの人も加入することができます。

＜対象者・要件等＞

常時雇用する従業員数が300人以下又は資本金・出資金の額が3億円以下であれば対象となります。

※ 事業主及び小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。

問い合わせ先

（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
（TEL:03-6907-1234（代表））
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）



農業担い手メール マガジンのススメ

農業担い手メールマガジンは農林水産省が発行する農業者や農業関係者の皆様とのコミュニケーションツールです！

【対象】

現場で頑張っている農業者や農業関係者の皆様

【内容】

農林水産省から支援策等の最新情報が直接届きます。

◆ 農業者向けの各種支援策

補助事業の公募情報や災害時の支援情報などを配信

◆ 経営改善につながるお役立ち情報

最新の技術や機械の情報などを配信

◆ 農業関連イベント情報

農業担い手サミットなど皆さんが参加できる催しをご案内

【配信頻度】

月1、2回程度

☆ 配信登録はこちら！（登録無料!）

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

または「農業担い手メールマガジン」を検索。

農業担い手メールマガジン	検 索
--------------	-----